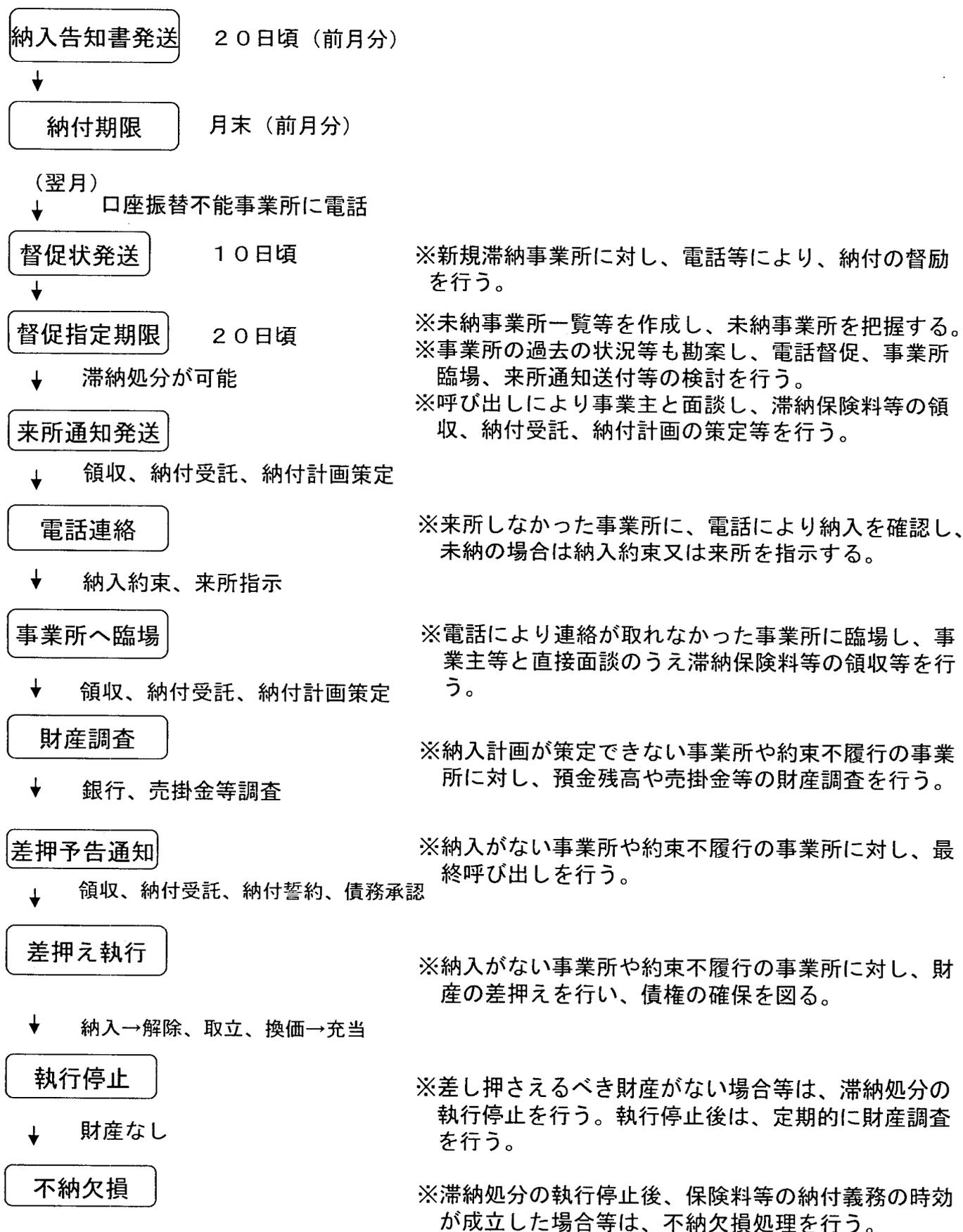


滞納処分の事務の流れ



○ 国税の追徴の取り扱いについて

(1) 申告誤りの更正等

納税者が提出した納税申告書に記載された課税標準又は税額等の計算が税法の規定に従ってなかったときは、調査により更正等を行う。(所得税法第155条、法人税法第24条)

(2) 申告誤りの遡及範囲

原則として、更正等に係る国税の法定納期限から3年間を超えて遡及できない。
(国税通則法第70条)

- (注) ① 納付すべき税額の減少又は還付金の増加の場合 . . . 5年
② 偽りその他不正の行為がある場合 . . . 7年

また、更正等により追加して納付すべき税額に加え、10%の過少申告加算税等を納付しなければならない。(国税通則法第65条)

(注) 仮装隠蔽がある場合には、35%の重加算税が適用される。

(3) 申告誤りに対する加算税

国税徴収法等の規定に従い、追加して納付すべき税額及び過少申告加算税等を徴収。追加納付すべき税額については、法定納期限から納付までの期間に応じて延滞税(14.6%、ただし納期限の翌日から2月を経過するまでの期間は7.3%)を徴収(国税通則法第60条)

パート労働者への厚生年金の適用拡大に関する 平成16年改正時の経緯

○平成15年9月12日

社会保障審議会年金部会 「年金制度改正に関する意見」

- ・ 週所定労働時間が20時間以上の労働者まで適用を拡大する案
(収入要件(例:年間賃金65万円以上)を併用すべきとの意見もあった)

○平成15年11月17日

「持続可能な安心できる年金制度の構築に向けて」(厚生労働省案)

- ・ 週所定労働時間が20時間以上の労働者まで適用を拡大する案

○平成16年2月4日

与党年金制度改革協議会「平成16年年金制度改革について(合意)」

- ・ 関係団体等からのヒアリングを経て、法案に「施行後5年を目途として、総合的に検討が加えられ、その結果に基づき、必要な措置が講ぜられるものとする」旨の検討規定を置くこととされた。

○平成16年改正法

附則において、「施行後5年を目途として、総合的に検討が加えられ、その結果に基づき、必要な措置が講ぜられるものとする」旨の検討規定が置かれた。

各種政府報告等(抜粋)

- 「社会保障の在り方懇談会」最終報告（18年5月26日）
「非典型労働者にも雇用者としての社会保険の担い手の役割を付与するとともに、雇用者としての年金保障の充実を図る方向で、2004年（平成16年）の年金改正法附則の趣旨を踏まえ、検討を急ぐべきである。」「専業主婦（第3号被保険者）への年金適用の在り方という課題にも留意しつつ、検討を進める必要がある。」

- 「再チャレンジ推進会議」中間取りまとめ（18年5月30日）
「パート労働者の正規労働者との均衡ある処遇や、社会保険の適用拡大等正規・非正規労働を巡る問題に対処するための法的な整備等の取り組みを進める……」

- 「新しい少子化対策について」（18年6月20日少子化社会対策会議決定）
「正規労働者とパート労働者との間の均衡処遇を確保するために法的な整備を含め施策の強化を図るとともに、社会保険のパートタイム労働者への適用拡大を検討する。」

- 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（18年7月7日閣議決定）
「有期労働契約を巡るルールの明確化、パート労働者への社会保険の適用拡大や均衡処遇の推進等の問題に対処するための法的整備等や均衡ある能力開発等の取組を進め、正規・非正規労働者間の均衡処遇を目指す」

年金制度の課題に関する方向性について（抜粋）

平成18年11月14日

与党年金制度改革協議会

年金制度の課題に関し、次のとおり共通の認識を得た。

2. 短時間労働者に対する社会保険適用拡大について

- (1) 短時間労働者に対する社会保険適用の取扱いは、将来の年金保障の充実に資するとともに、格差固定を避けるための再チャレンジ政策推進の観点からも重要課題であり、早期に具体的な方向付けを行う必要がある。
- (2) そのため、週労働時間のほか、勤続期間や正社員との関係等勤務実態を踏まえることが必要である。
- (3) また、中小零細企業に対する適切な配慮を行うとともに、激変緩和や経過措置に十分留意するものとする。
- (4) 以上を踏まえ、政府においては可及的速やかに各方面の意見の聴取と整理に努められたい。

最近の政府・与党の動き

○平成18年9月29日 内閣総理大臣所信表明演説

「パート労働者への社会保険の適用拡大などを進めます。」

○平成18年10月2日 衆議院本会議 内閣総理大臣答弁

「パート労働者への社会保険の適用拡大・・(中略)・・など正規・非正規労働者間の均衡処遇の実現に向け、法的整備を含めた検討にしっかりと取り組んでまいる決意」

○平成18年10月6日 衆議院予算委員会 内閣総理大臣答弁

「経団連をはじめ財界の団体の方々にも、この方針についてはご説明をしているところ」「もちろんその中で、例えば、勤務の実態ということについては、ある程度の勤続の期間、また一週間にどれくらいの仕事をしているかということは、これは基本的に実態としてなければならない」

○平成18年10月26日 参議院厚生労働委員会 厚生労働大臣答弁

「これらの問題をこれからしっかり検討して、早急に結論を出して、拡大という基本方向に沿った具体案で実現をいたしたい」

○平成18年11月14日 与党年金制度改革協議会 合意文書

○平成18年11月30日 経済財政諮問会議 内閣総理大臣から厚生労働大臣への指示

「精力的に関係者からの意見聴取を行った上で、来年の通常国会への被用者年金一元化法案の提出と併せ、実現できるように調整して頂きたい。」

○平成18年12月12日 参議院厚生労働委員会 厚生労働大臣答弁

「様々な論点につきまして、できるだけ早期に具体的な成案を得て、被用者年金一元化に併せて、次期通常国会に法案が提出できるように努めてまいります」

○平成18年12月27日 第1回「パート労働者への厚生年金適用に関するワーキンググループ」

○平成19年1月26日 内閣総理大臣施政方針演説

「パートタイム労働者も将来厚生年金を受けられるよう、社会保険の適用を拡大します。」

- 平成19年1月18日
第2回「パート労働者の厚生年金適用に関するワーキンググループ」
⋮
- 平成19年3月6日
第10回「パート労働者の厚生年金適用に関するワーキンググループ」
(報告書とりまとめ、年金部会に報告)
- 平成19年3月13日 自民党年金委員会・厚生労働部会合同会議
- 平成19年3月13日 与党年金制度改革協議会
- 平成19年3月15日 自民党年金委員会・厚生労働部会合同会議
(団体ヒアリング①)
- 平成19年3月15日 公明党社会保障制度調査会・年金制度委員会
(団体ヒアリング)
- 平成19年3月16日 自民党年金委員会・厚生労働部会合同会議
(団体ヒアリング②)
- 平成19年3月20日 自民党年金委員会・厚生労働部会合同会議
(論点整理①)
- 平成19年3月22日 公明党社会保障制度調査会・年金制度委員会
(論点整理①)
- 平成19年3月23日 自民党年金委員会・厚生労働部会合同会議
(論点整理②)
- 平成19年3月27日 自民党年金委員会・厚生労働部会合同会議
(論点整理③)
- 平成19年3月28日 自民党被用者年金一元化等に関する関係部会合同会議
- 平成19年3月28日 公明党社会保障制度調査会・年金制度委員会
(論点整理②)
- 平成19年3月29日 与党年金制度改革協議会
- 平成19年4月3日 自民党政調審議会・総務会
被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部
を改正する法律案(一元化法案)了承
- 平成19年4月3日 公明党政務調査会全体会議 一元化法案了承
- 平成19年4月13日 一元化法案閣議決定

社会保障審議会年金部会「パート労働者の厚生年金適用に関するワーキンググループ」・開催状況等

	開催日	議事
第1回	平成18年 12月27日(水)	今後の進め方について議論
第2回	平成19年 1月18日(木)	下記団体からヒアリング 日本フードサービス協会、全国生活衛生同業組合中央会、情報サービス産業協会 電機・電子・情報通信産業経営者連盟、日本鉄鋼連盟、日本自動車工業会、日本商工会議所
第3回	1月19日(金)	下記団体からヒアリング 全国繊維化学食品流通サービス一般労働組合同盟、情報産業労働組合連合会 日本労働組合総連合会、全国コミュニティ・ユニオン連合会
第4回	1月22日(月)	下記団体からヒアリング 日本チェーンストア協会、日本スーパーマーケット協会、日本百貨店協会 日本人材派遣協会、日本生産技能労務協会、日本経済団体連合会
第5回	1月25日(木)	下記団体からヒアリング 日本サービス・流通労働組合連合、日本郵政公社労働組合、全日本自治団体労働組合 日本給食サービス協会、全国ビルメンテナンス協会
第6回	1月30日(火)	学識経験者からヒアリング
第7回	2月2日(金)	学識経験者からヒアリング
第8回	2月8日(木)	下記団体から追加ヒアリング 日本フードサービス協会、日本労働組合総連合会、全国コミュニティ・ユニオン連合会
第9回	2月14日(水)	下記団体から追加ヒアリング 日本チェーンストア協会、日本スーパーマーケット協会、日本百貨店協会
第10回	⋮ 3月6日(火)	報告書について議論、年金部会に報告

パート労働者に対する厚生年金適用の拡大について 厚生労働省案のポイント

1. 新たな適用基準

①労働時間：「週所定労働時間が20時間以上」であること

※ 雇用保険の例に同じ

かつ

②賃金水準：「賃金が月額98,000円以上」であること

※ 現行の厚生年金の保険料負担の基準(標準報酬等級)の下限の額

※ 賞与を含まない毎月の賃金支給額で判断

かつ

③勤務期間：「勤務期間が1年以上」であること

※ 雇用保険の例に同じ

かつ

④ 中小零細事業所への配慮：「従業員が300人以下」の
中小零細事業所の事業主には新たな基準の適用を猶予

※ 現在厚生年金の適用対象とされている従業員の人数で算定

※ 現在、「4分の3以上」の基準により既に厚生年金の適用対象とされているパート労働者については、引き続き現行の基準による。

2. 健康保険・介護保険

- 被用者に対する社会保険制度として一体的な運営を行っていることから、厚生年金で新たに適用対象となる者については、健康保険・介護保険も適用する。

3. 施行時期

- 制度の周知や企業の対応、行政実務の対応など十分な準備期間を設ける観点から、日本年金機構の発足も見据えつつ、適切な期間を経て、政令で定める日から施行する。

※日本年金機構：社会保険庁を廃止後、公的年金の運営業務を担う。

平成22年1月発足予定。

パート労働者に対する厚生年金適用の拡大について（案）

～被用者にふさわしい老後の所得保障のために～

平成19年3月13日
厚生労働省

- パート労働者が社会経済においてその役割や比重を増していく中で、その被用者にふさわしい年金保障を充実することは、今日の均衡待遇を確保するための労働政策の展開とともに、将来の老後生活における格差を拡大、固定化させないための喫緊の政策課題となっている。
- また、現行の厚生年金の適用基準は、パート労働者が正社員になろうとする際の保険料負担の発生により正社員就業を妨げているとの指摘や、労働時間・雇用形態の選択に中立的でないなどの指摘もなされている。
- こうした諸課題に対応し、国民皆年金を堅持し公的年金制度に対する国民の信頼を高める観点から、以下の基本的な考え方にに基づき、厚生年金の適用基準を見直すための所要の措置を講じ、パート労働者に対する厚生年金の適用を拡大する。
- その際、既に適用対象とされている者を含め、法令上の根拠を明確にし、厚生年金の適用の徹底を図る。（被保険者の範囲に係る基本的事項を法定。具体的基準は一部政省令等に委任。）

1. 厚生年金の適用拡大に関する基本的考え方

労働の報酬により生計を営み、老後は稼得手段を失う可能性が高い被用者については、出来る限り被用者年金制度の対象とする。

- 具体的には、労働時間等の面で正社員に近いパート労働者に労使折半で適用するという現行制度と同様の考え方の下に、厚生年金の適用範囲を拡大する。

2. 適用基準の見直し

現在の基準である「通常の労働者の所定労働時間の4分の3以上」という労働時間に関する要件を「週所定労働時間が20時間以上」に引き下げることを基本とする。